

造血幹細胞移植等の予防接種再接種費用助成について

造血幹細胞移植等の医療行為により、過去に接種済みの定期予防接種の抗体を失った者が再度予防接種を受ける場合、事前に申請をしていただくことで、接種に要した費用の一部助成が受けられます。

【申請ができる方】

次のすべてに該当する方

1. 申請日及び接種日の両日ともに本市に住民登録がある方
2. 造血幹細胞移植等の医療行為により、過去に受けた定期予防接種で得た免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認めた方
3. 令和5年4月1日以降に再接種を行う方。

【申請対象の予防接種】

定期接種（A 類疾病）

- ・ヒブ ・小児肺炎球菌 ・B型肝炎 ・水痘 ・四種混合 ・三種混合
- ・二種混合 ・不活化ポリオ ・麻しん ・風しん ・日本脳炎
- ・子宮頸がん ・BCG

【助成金額】

再接種の費用として医療機関に支払った額、又は本市が設定した額のどちらか低い額

【お問い合わせ及び送付先】

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
甲賀市役所すこやか支援課 予防接種担当
TEL 0748-69-2169

ー申請前に必ず必要な確認事項ー

- ・選択した医療機関は、希望する予防接種を実施しているか
- ・接種費用の自己負担の有無（市が設定した金額は担当課にご確認ください）

【申請から交付までの流れ】

(1) 接種医療機関の決定

再接種可能な医療機関を探します。



(2) 甲賀市に予防接種再接種の申請

再接種を受ける前に、関係書類を揃えてすこやか支援課に提出します。

- ・造血幹細胞移植等による予防接種再接種費助成金交付申請書（様式第1号）
- ・再接種に係る医師意見書（様式第2号）
- ・接種記録が確認できる書類（母子健康手帳の接種記録の写し）

※申請書の受理後、造血幹細胞移植等による予防接種再接種費助成金交付決定通知書の発行事務を行いますが、発行まで10日間程要します。

(3) 医療機関での再接種

- ① 予診票を医療機関に提出し、予防接種を受けます。
（お子さんの場合は、母子健康手帳をご持参ください）。
- ② 接種終了後、医療機関に接種料金を支払い、領収書と予診票（写し可）を受け取ってください。



(4) 実施報告書・助成金の請求

再接種後、関係書類を揃えてすこやか支援課に提出します。

- ・造血幹細胞移植等による予防接種再接種費助成金実施報告書兼請求書（様式第5号）
- ・再接種に係る費用の領収書（原本）
- ・接種記録が確認できる書類（接種済みの予診票（写し可）または母子健康手帳の接種記録の写し）
- ・振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し



(5) 交付

書類の審査の上、希望された口座に振り込みます。